

お知らせ

消費生活支援講座に講師を派遣します

長崎県消費生活センターでは、複雑・多様化する消費生活環境の中で、自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、講座に講師を派遣します。
(派遣期間：平成24年5月～平成25年3月 経費は無料です)

◆ 高齢者見守り講座 ◆		◆ 消費生活支援「シニア講座」◆	
対象	民生委員、在宅福祉に従事する方等 (地域包括支援センター等支援者が 主催する講座)	対象	主に高齢者 (市町教育委員会、公民館、老人大学等 が主催する講座)
テーマ	高齢者を狙う悪質商法の実態と対策法	テーマ	「悪質商法に騙されないために」
◆ 消費者講座「暮らしの安全」◆		◆ 消費生活支援「ヤング講座」◆	
対象	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	対象	高校生など社会人となる前の方 (高等学校、PTA等が主催する講座)
テーマ	①知っておきたい！食べ物知識 (糖分、添加物等の簡易実験もできます。 但し材料費のみご負担下さい。) ②身近な商品でトラブルにあわないため に(住居品、衣類など) ③洗剤の種類と役割	テーマ	「賢い消費者になるために」

◆このほか、消費生活に関するご希望のテーマによる「消費生活学習会」へ講師を派遣します。また、消費生活センター内の講座室を利用できます。

申込、問合せ ★長崎県消費生活センター TEL 095-820-8065
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
ホームページ (<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>) 「ながさき消費生活館」でも申し込みが可能です。

自動車税の納期限は5月31日(木)です

- 自動車税の納税通知書は、5月8日(火)に発送します。
- 金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。納期限までに必ず納めましょう。
- 「納税証明書」は継続検査及び構造等変更検査の際に必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください。
- 転居等で納税通知書が届かない方は、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

長崎振興局税務部	TEL 095-821-8835
県央振興局税務部	TEL 0957-22-0508
県北振興局税務部	TEL 0956-24-7056
五島振興局税務課	TEL 0959-72-2121 (代表)
舌岐振興局税務課	TEL 0920-47-1111 (代表)
対馬振興局税務課	TEL 0920-52-1311 (代表)

お金の問題抱えていませんか?

ひとりで悩まず気楽にご相談ください。


借金問題は必ず解決できます。
(秘密厳守・相談無料)

福岡財務支局 長崎財務事務所
(多重債務相談窓口)

Tel.095-827-7095(内線 37)

この情報は県消費生活センターのホームページ「ながさき消費生活館」でもご覧いただけます

<http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL 095-844-9892 FAX 095-844-6608

編集・発行

長崎県消費生活センター
(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課)
〒850-0057 長崎市大黒町3-1 長崎交通産業ビル4階 TEL 095-824-0999
ホームページ「ながさき消費生活館」 <http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/> FAX 095-828-1014

長崎県 No.313 暮らしの情報

2012
5・6
月号

- 内容紹介**
- 5月は消費者月間です。…………… (1)
 - 『いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント』が消費者庁から公表されました。…………… (2)
 - sapo之助のミニ知識「契約ってなんだろう?」…………… (2)
 - 消費生活センター相談窓口から「ミシンの点検訪問に応じたら……」…………… (3)
 - お知らせ 消費生活支援講座に講師を派遣します…………… (4)
- 自動車税の納期限は5月31日(木)です
お金の問題抱えていませんか?



5月は 消費者月間です

毎年5月は、消費者月間です。近年、高齢者を狙って、未公開株やあやしい投資話をもちかけて強引に契約させたり、若者を狙って、携帯電話に不当請求のメールを送りつけたりと、その手口は複雑で巧妙になっています。

消費者庁は、今年度の月間統一テーマに「安全・安心 いま新たなステージへ」を掲げ、全国で消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を展開しております。

長崎県においても、県民の皆様方に消費者問題についての認識・理解を深めていただくとともに、自らの暮らしの中で安全・安心を見直し、その声を企業や行政に届けることができる自立した消費者として行動していただけるような社会を実現したいと考えています。

本年は、長崎市、佐世保市、諫早市において、地元の消費者団体である生活学校の皆さんや開催地の消費生活センターと一緒にチラシ配布やパネル展示など街頭キャンペーンを展開しています。




消費者生活についての相談

消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン **0570-064-370**
守ろうよ みんなを!

県消費生活センター相談窓口 (平日9:00~17:00)
土・日・祝日及び年末年始は受け付けておりません。

095-824-0999



『いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント』が消費者庁から公表されました。

いわゆるマルチ取引(以下「マルチ取引」という。)は、友人や親戚などの身近な人の親しい関係を利用して、販売組織を拡大していく特徴があります。食事や会合などを名目に声をかけられることがあります。通常、勧誘者から「マルチ取引」の勧誘であると告げられることはありません。

販売組織の会員となっても、勧誘時に強調されたように販売成果を上げられず、勧誘者等に対して不満を抱く結果となったり、勧誘された消費者が「新たな勧誘者」となって別の消費者を誘い、被害を拡大させたりと、非常に問題が起こりやすい取引です。

～「マルチ取引」の被害に遭わないための5つのポイント～

- 「マルチ取引」は、友人、職場や学校の知人、親戚などの身近な人から誘われ、話を聞いているうちに、断りにくい状況に陥る特徴があります。身近な人からの勧誘に対し、あいまいな態度をとり続けると、被害に遭い、結果的に人間関係も損なわれることがあります。契約の意思がない場合は、毅然と断ること。
- 十分なお金がないのに、「すぐに儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約しないこと。借金までして契約し、多重債務等のトラブルになるケースもあります。
- 特定の商品の取引とは別に、事業者への投資を勧誘される場合もありますが、安易に信じると、思いもよらない被害に遭うことがあります。十分に注意すること。
- 若年層や高齢者など、トラブルを抱えたまま誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースがあります。身近な人の様子に不審な点があれば、積極的に声をかけ、相談にのるなど、トラブルを抱えている人を救う努力をしてください。
- 少しでも不安なことがあれば、遠慮せずに各地の消費生活センターにご相談を。

いいアルバイトがあるよ！
会員を増やせば
簡単に儲かるのよ！



「sapo之助」のミニ知識 「契約ってなんだろう？」

八百屋で大根を買う。電車、バスに乗る。会社で働く みんな契約です。
私たちは、あまり意識していませんが、毎日の生活の中でさまざまな「契約」を繰り返しています。いろいろな商品を購入する。サービスを利用するなど、これらはすべて契約です。契約に関する知識を身につけておくことは、契約に係る悪質商法の被害を未然に防ぐこととなります。

契約とは、
法律による責任が生じる約束です。
商品やサービスなどを「買う人」「売る人」双方の意思が合致(合意)したときに成立します。「口約束」でも成立します。
契約が成立すると、一方の都合だけで取り消すことはできません。契約を解除するためにはお互いの合意が必要となります。
※ただし、契約成立過程で問題点があれば特定商取引法や消費者契約法などにより、取り消せる場合もあります。

消費者へのアドバイス
・ 本当にその商品やサービスが必要かよく考える。
・ 契約をしたくなければ、はっきり断る。
・ 契約するときは、契約内容を十分に理解したうえで契約しましょう。
・ 契約書は、大切に保管しておきましょう。



「ミシンの点検訪問に応じたら・・・」

相談事例

4ヶ月前、ミシンを点検すると言って販売員が訪ねてきた。体調が悪く横になっていると断ったが、この地区での点検は今日だけだと言われ、私の都合では断れないような言い方だったので応じた。点検の後、「このミシンはかみ合わせがずれていて、3万円の修理代がかかる。」「それより、今あるミシンを10万円で下取りするので、20万円の新しいミシンに買い替えたほうが得になる。」と勧められた。10万円で新しいミシンが手に入るのだと思い契約した。商品は受け取ったが体調が悪くそのままにしていた。後日、古びた取扱説明書が送られて来たため、不審に思いビニールの梱包を解くと、中から中古品としか思えないミシンが出てきた。
しかし、入退院を繰り返し苦情を申し出ることができなかった。最近ようやく体調が落ち着いた。解約し元のミシンを返して欲しい。(70歳代 女性)



センターの対応

この契約は、特定商取引法の訪問販売に該当します。販売店が、相談者に交付していた契約書面には、法律で定められた重要な記載事項に不備があり、契約解除を主張しました。また、商品が中古品であるという説明が無かったことから、特定商取引法及び消費者契約法による契約取り消しを求め、契約時の問題点を指摘した書面の送付を居住市相談窓口が援助しました。
センターが販売店に苦情内容を伝えて斡旋した結果、販売店は勧誘の問題点は認めませんでした。センターが契約解除には応じると回答し、支払い済代金10万円が返金されました。下取りされたミシンは既に処分されていることが分かり、預けたミシンと同等のミシンが返品されました。

消費者へのアドバイス

特定商取引法では、勧誘の前に、売買契約の締結を勧める目的であることを告げなければならないとし、一度断った消費者には再勧誘を禁止しています。必要ないものはきっぱり断る勇気を持ちましょう。
契約してしまった場合でも、訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。本事例のように、書面の記載事項に不備があったり書面不交付の場合には、クーリング・オフの起算日が開始されないで、改めて適切な法定書面を受け取り8日経過するまでは、クーリング・オフを主張できます。
クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、本事例のように勧誘時の問題があれば契約の取り消しができる場合があります。トラブルに巻き込まれた場合には、お住まいの市町の相談窓口や当センターに早めに相談してください。

※ ミシンの相談では、他にも、「広告に掲載された安価なミシンを注文したが、配送に来た販売員から別の高額なミシンを勧められ契約した。」「スーパー等の店頭で修理依頼をしたが、訪問があり修理不可能と説明され、新しいミシンを購入させられた。」などの相談が寄せられています。